

東京都がすすめようとしている「都立の新しい大学の構想」（「新大学構想」）

石原慎太郎東京都知事は8月1日の記者会見（資料－1）で、中間報告という形で新大学について発表した。同日、東京都大学管理本部は新しい要請に対応するとして2005年4月発足の「新大学構想」（資料－2）の準備をすすめること発表した。

これらは東京都主導のもとにすすめてきた「東京都大学改革大綱」（資料－3）による都立の4大学の統合・再編を破棄し、4大学の廃止・新大学設立を強調している。

先の通常国会で、地方独立行政法人法が成立したが、国立大学法人法と同様に法案審議以前に東京都においても「法人化にともなう新大学のしくみ」（案）（資料－4）がつくられており、複数学部から問題点の指摘や要望が出されていた。

新大学構想は、東京都立大学・短期大学教職員組合の抗議声明（資料－5）や訴え（資料－6）で指摘されているように発表の手続き、内容に於て大学構成員による大学改革とは無縁の代物と言えよう。

これまでもマスコミを賑わすような特異な発言をしていた石原都知事は、「東京の大学を変え、日本の教育を変える」と豪語し、都立の4大学には「良い改革案を出せなければ、売ってしまう」などと恫喝し、大学管理本部を設置し、東京都立大学を1級事業所の局扱いから2級事業所に格下げし、行政主導による改革案作りを強引にすすめてきた。しかし、それすら気に入らないとして、「新大学構想」を突然打ち出し、これまでの「都立新大学設立」検討体制を廃止した（資料－7）。まさに独裁による暴走としか言いようのないものであろう。行政改革をすすめる文部科学省ですら国立大学法人法の審議過程で大学の特殊性を認めてきたが、「新大学構想」には現存する「資源の運用」の観点しかなく、大学を単なる行政の道具としてしか位置づけていない。ユネスコ勧告にあるように国際的な大きな流れとなっている高等教育における充実・発展と逆行するものである。

本号では、東京都のホームページと東京都立大学・短期大学教職員組合（教職員組合）の声明や訴えを資料として掲載しました。

目次

- 資料－1 東京都知事定例記者会見（2003.8.1）
- 資料－2 都立の新しい大学の構想について（2003.8.1）-----大学管理本部
- 資料－3 「東京都大学改革大綱」（概要）（2001.11.16）-----東京都
- 資料－4 法人化に伴う新大学のしくみ（案）
- 資料－5 「都立の新しい大学の構想について」に対して抗議する（2003.8.4）教職員組合
- 資料－6 都立4大学の統廃合をめぐる危機の現状2（2003.10.2）-----教職員組合
- 資料－7 今後の新大学設立準備体制（2003.8.8）-----大学管理本部
- 資料－8 公開質問状（2003.9.28）-----都立4大学廃止に関する緊急シンポジウム
- 参考 東京都；<http://www.metro.tokyo.jp>
大学管理本部；<http://www.daigaku.metro.tokyo.jp>
東京都立大学・短期大学教職員組合 <http://www5.ocn.ne.jp/~union-mu/>

資料－１

東京都知事定例記者会見（2003年8月1日）

（冒頭から約8分間の部分。文章化は、都立大学・短期大学組合ホームページより）

今日は冒頭私から二つ申しあげることがあります。

一つはかねてから進めていました既存の都立のいくつかの大学を統一して、新しい、若い人たちにも楽しんで勉強してもらえる大学を作ろうということではいろいろ構想を練ってきましたが、いま、中間報告ですけれども大体スキームが見えてきたので、宣伝も兼ねて、17年度にはもう開校するつもりですし、インフラはあるわけで人材もあるわけですから、それをどういうふうによく運用するかという問題ですけれども、やはりせっかく首都圏、首都の東京にある大学ですから、そういうその位置基盤の特性を生かして、大都市における人間社会の理想像の追求、これはいろいろな要因があるわけですが、それを明確にしてかつ建学の精神として、具体的にはたとえば都市環境の向上とか、ダイナミックな産業構造をもつ高度な知的社会の構築であるとか、活力のある長寿社会の実現などをいかに実現していくか、ということ、さらに具体的にその案が出てこないといけないのですけれども、そういう眼目をすえて新しい大学を作っていきたいと思っています。

このために、都市文化、都市工学などそれが集積する東京でしか学べない、都市の文明を新しい教養としてすべての学生たちに学ばせたいと思っています。

これまでの学園体系にとらわれずに学部は新しい大学の使命に合わせて再編します。

キャンパスは基礎的な学部を南大沢に、応用的な学部を日野や荒川に配置し直します。

将来は工業等制限法もなくなったので都心にもキャンパスを展開していきたいと思っています。

たとえばこの都庁の中にもスペースがありますので、あとで言及すると思いますが、担当局の方からも、いわゆる修士課程を極めていくような人たちのための教室のようなものは、ロースクールとかビジネススクールは、こちらにおいてもよいのではないか、その他この他もうちょっと具体的に考えていきますけれども、また新しい教育システムとして単位バンクというのか、言葉はいま探しているのですけれども、一種の自分の貯金の口座のようなものを設けてそこに自分の取った単位をおいていく、これは海外の大学の課目や、これもITで現に科技大などでやっていますけれども、むこうのたとえばスタンフォードなんかとの交流授業でそれに出て話すことで、受講することで、それが単位になるとか、あるいはこれは新しいアイデアだと思うのだけれども、海外青年協力隊に行っていた人、そういう貴重な国際経験なども単位にして、そういう得難い経験を持ち、キャリアを持った人たちは大学としても評価していくと、これまでの4大学にない画期的なシステムを作っていくつもりです。

たとえばいま言った単位口座といったバンクのメリットは、他の大学で授業を取っても卒業できるし、夏の卒業や秋の入学も可能となりますし、一種の飛びクラスとして通常よりも早く卒業できるし、できれば22歳くらいで修士が取れるようなそういうことも考えています。

それから、中断したり、普通の人よりいろいろ経済事情も違う人が多いだろうから、時間もかけて卒業できる、そういうシステムにしたいと思っています。

私の息子の友人で非常に優れた兄弟がいたのですが、お父さんが突然失踪したりして、みんなから惜しまれながら、慶應に行っていたのだけれども、やはり一時休学というわけにいかないんだね、あの学校は。

で退学せざるを得なくて、人生を転換して立派にその後他の仕事で頑張っているけれど、そういう痛ましい話で、やはりそういう事情の人はある時間において、また復学できるようなシス

テムにしたいと思っています。

それからまたかつての旧制高校の寮というものは、いろいろな評価もあると思いますが、私なんかも寮生活をしておりましてとてもノスタルジーがあるのだけれども、今と昔と社会の風俗も違うし価値観も違うから学生たち自身がどう評価するか知らないけれども、いずれにせよ学生同士が切磋琢磨して個性や独創性を刺激し合ってはぐくみながら人格形成していく場になればと思って、寮を作ります。

これは強制的にはなしに望む人に全寮制の寮を提供していきたいと思うし、情熱のある人物を寮長に招聘して、最初は1学年50名程度からスタートしたいと思っていますし、いずれにしるこの新しい大学は平成14（17の読み間違い？）年4月に発足させます。

あまり時間がないのですけれどだんだんピッチがあがってきていい構想ができてきたのでこの後はどういうスタッフでどういうふうを実現していくか、大学の先生といっても人間で、人間というのは本質的に保守的だからあーだこーだいやだとかへちまだとか言うだろうけれどもそんなものは辞めたらいいので、とにかく教育者として使命感があれば新しいシステムの中で存分に才能を発揮できるのでそういう人たちの、スタッフの、教員たちの、協力も得まして、面白くて新しい楽しい大学にするので、まだまだ1年半弱ありますから学生諸君に大いに期待して入学してもらいたいと思います。

詳しいことは大学管理本部からあとで説明いたします。

資料－2

都立の新しい大学の構想について

平成15年8月1日

大学管理本部

03-5320-7082

東京都では、都立の新しい大学の使命や特色をより明確にするため、専門家の意見も聞きながら、教育研究の在り方等を検討してきました。このたび、その基本的な構想をまとめましたので、お知らせします。今後さらに詳細をつめ、新しい大学を平成17年4月に発足させる準備を進めていきます。

なお、学部の入試概要等については、決定次第、早期に公表していきます。

1 「東京都大学改革大綱」策定（13年11月）以降の状況変化への対応

「大綱」策定以降、工業等制限法の廃止に伴う区部等における大学設置に関する規制の撤廃、都が国に要求してきた公立大学等を法人化するための地方独立行政法人法の制定、知的財産の創造や活用について大学の責務をうたった知的財産基本法の制定など、大学をとりまく状況や大学への要請には様々な変化が生じており、新しい大学は、これらに対応したものとする必要があります。

2 新しい大学の構想【資料1参照】

新しい大学は、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命として、特に次の3点をキーワードに、大都市の現場に立脚した教育研究に取り組みます。

- 1) 都市環境の向上
- 2) ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築
- 3) 活力ある長寿社会の実現

また、都市の文化、経済、技術など、それらが集積する東京でしか学べない「都市の文明」を中心とした教養教育等にも取り組み、創造力と幅広い視野を養う人間教育を実践します。

さらに、下記のような取組を進めていきます。

現代に適合した人間教育のための全寮制～「東京塾（仮称）」
大都市の特色を活かした教育の実現～大学の使命に対応した学部構成【資料2参照】
大都市東京全体がキャンパス ～都心方面へのキャンパス展開の検討など
「選択と評価」による新しい教育システムの導入～「単位バンク（仮称）」【資料3参照】

なお、新しい大学は地方独立行政法人の一つである「公立大学法人」とし、上記の学部構成等は、目標・計画・評価のサイクルによって、時代の要請に応じて定期的に見直していきます。

文中の【資料1, 2, 3】は省略、 大学管理本部のHPを参照

資料－3

「東京都大学改革大綱」の概要（全文は <http://www.metro.tokyo.jp/ETC/DAIGAKU/MOKUJI.htm>）

第1部 新たな大学の創造に向けて（3頁）

都立として特色ある大学づくり（7頁）

都立としての特色を明確に持った大学を創り上げることにより、新たな大学のモデルを東京から発信するとともに、教育研究の成果を、初等中等教育を含めた東京の教育、都民生活、さらには日本の社会に波及させていく。

◎ 都立としての特徴を生かした多面的な連携

アジアを代表する都市である東京が設置する公立大学として、都立高等学校をはじめとする都の事業との連携、都民の様々な活動との連携、さらには世界の大学や研究機関との連携など多面的な連携を進めていく。

◎ 東京の次代をリードする人材の育成

教育機能を重視し、政治、経済、文化など様々な分野で東京ひいては日本をリードすることのできる人材を育成する。そのため、次の三つの人材像を重視した教育活動の充実に取り組み、都立の大学出身者として存在感のある人材を送り出す。

○個性や独創性にあふれた人材

（多様な履修システムの導入などにより、自ら考え、主体的に進路を選択する力など学生の個性や可能性を引き出し伸ばす教育）

○豊かな教養と人間性を備え、国際社会で通用する人材

（日本への理解を深めるなど豊かな教養に裏打ちされた人間性を養う徹底した基礎教育・教養教育）

○高度な専門性を持ち、社会の様々な分野で活躍できる人材

（確かな基礎的能力の上にたった高度な専門性を身につけるための、大学院等における高度な専門職業教育）

◎ 教育研究の重点化による東京への貢献

都立の大学として都民生活、都政、産業等の面での社会への貢献を果たすため、次の3点を重点として教育研究に取り組み、都立の大学としての特色を明確にする。

○都市の生活や文化など社会を支え、その抱える問題等に取り組む。

○新産業の創出に寄与するなど、東京の産業の活力を高める。

○都民の保健・医療・福祉の向上に寄与する。

◎ 都立の大学にふさわしい法人化による運営の革新

人事・会計制度など運営の弾力化を図り、大学の活力を十分に発揮できるように、新たな大学の設立に合わせ、法人化をめざす。

教育研究活動に関する目標・評価システムを導入するなど、自主・自律的な運営体制を確立し、教育研究の活性化を図る。

法人経営に民間の経営感覚を取り入れるなど、法人化のメリットを最大限に発揮させるため、経営責任者を知事が選任し、教育研究上の責任を担う学長と役割を明確に区分する。

【改革によりめざす大学像】（9頁）

大綱に掲げられた改革策を推進することにより、次のような大学像をめざす。

- 知の創造拠点として存在感のある大学
- 都市の活力生成拠点として東京の持続的発展に貢献する大学
- 学術・教育・文化等の交流拠点として都民が活用できる大学

【新たな大学創造の考え方】（10頁）

- 4大学を再編・統合し、新たな総合大学を平成17年度を目途に設立する。
- 新たな大学の名称は都民から公募する。
- 豊かな人間性を育むという教育的観点から全寮制のあり方について検討する。
- 情報技術、生命科学、ナノテクノロジー等の分野からなる先端科学技術研究科を新設学部・大学院研究科等の構成（名前は仮称） 学部 人文、法、経済、理、工、保健科学 大学院

研究科 人文科学、法学（法科大学院）、経済学（ビジネススクール）、理学、先端科学技術、工学（エンジニアリングスクール）、保健科学、都市科学（公共政策大学院）（ ）はプロフェッショナル・スクール 研究所等 総合教育センター、産学公連携センター、都市研究所、附属図書館

（南大沢キャンパス、日野キャンパス、荒川キャンパスの3か所を拠点キャンパスとする。都庁舎や晴海キャンパス等をサテライト・キャンパスなどに活用する。）

- 教育需要の変化に伴い、新たな大学においては短期大学課程及び夜間課程は置かない。

第2部 改革への取組（15頁）

第1章 大学教育を改革する（19頁）

入学者選抜方法の改善（20頁）

ペーパーテストで測れる学力のみならず、多面的な評価により、個性や独創性にあふれた学生を受け入れるため入学者選抜方法を多様化する。

- 多様な選抜方法による学生の受入れ
 - ・「ゼミナール入試」：大学の授業を受講した高校生を対象に能力・適性等を判定
 - ・「チャレンジ入試」：大学入学資格を持たない者が、大学が指定する科目を一定以上履修し、好成績を修めた場合に入学を認める。
 - ・「指定校推薦制度」：大学が特定の高等学校とカリキュラム等の連携により実施
- 平成14年度にアドミッション・オフィスを設置し、受験生の能力・適性、学習に対する意欲等を総合的に細かく判定する選抜方法を企画・立案・実施する。

高等学校等との連携強化（22頁）

都立の大学として高等学校等との連携を深めるなど、初等中等教育への支援を行う。

- 夏期集中の「サマーセミナー」や大学教員の出張講義など大学レベルの授業の提供
- 進学説明会、模擬授業の実施等、オープンキャンパスの充実
- 都内公立学校教員のリフレッシュ教育の実施や大学院への受入れ等キャリアアップ支援

教養教育を重視した学部教育の構築（24頁）

基礎・教養教育を重視し、社会で活躍できる基礎的能力を養える教育内容を提供する。

- 基礎教育：主体的に学ぶための方法を学習し、課題探求能力等の向上を図る。
 - ・ 様々な学部属する学生が交流できるよう基礎教育は南大沢キャンパスで実施
 - ・ 学問の技法などを学び、人格形成を図る場として「基礎教育ゼミナール」の実施
 - ・ コミュニケーション能力の向上など外国語教育の充実
 - ・ 情報システムなどの活用や情報社会を正しく理解するための情報教育の充実

多様な履修システムの導入（26頁）

学生が主体的に学習し、履修内容を選べるよう履修システムの多様化をめざす。

- 入試の募集単位を大括り化し、入学後に専攻分野を選択できる方式も取り入れる。
- 柔軟な教育プログラムの編成ができるよう、学科を大括り化し、この中に教育プログラムとしてのコースを置く「コース制」の導入
- 広い視野を持った人材の育成を図るため、従来の学部にとらわれない横断的な専門教育プログラムの導入
- 自分の専攻以外の科目を系統的に学べるように編成された副専攻プログラムの導入

教育活動の強化（28頁）

学生の学ぶ意欲に十分に答えるために、授業改善をはじめとした教育活動の充実に全学的に取り組む。

- 教育に関する第三者評価制度の導入等、授業方法や学習指導方法の改善活動の実施
- GPA制度の導入などによる厳格な進級管理と、成績優秀者への表彰制度等の導入
- 情報通信技術を活用した遠隔教育の推進と、海外の大学との連携交流の促進をめざす。
- インターンシップを全学的に正規の授業科目として単位を付与したり、都庁の職場に学生をインターンシップとして派遣するなど、インターンシップを積極的に導入
- 南大沢キャンパスに総合教育センターを設置し、運営に責任をもつ教員を配置、入学者選抜、基礎教育・教養教育などの充実をめざす。

大学院における教育研究の充実（38頁）

教育研究機能を強化し、研究者養成型の教育と併せて、高度専門職業人を養成していくための教育にも取り組み、社会からの要請に応える。

- 先端科学技術分野、都市科学研究科、保健医療福祉分野の3つの重点分野を中心とした教育研究機能の強化
- 学部3年修了後、ただちに修士課程・博士課程に進学できる5年一貫修士・7年一貫博士制度の導入
- ビジネス・スクール（都庁舎を活用）、法科大学院、エンジニアリング・スクール、公共政策大学院など、高度な知識、技術を持つ人材輩出のためプロフェッショナル・スクールを開設する。

○ 大学院保健科学研究科の開設（14年度開設に向け文部科学省に認可申請中）などによる保健・医療・福祉を支える高度専門職業人の養成

第2章 大学が社会に貢献する（45頁）

産学公連携連携の強化（46頁）

産学公連携センターを設置し、産業界、大学、行政の連携により、新産業の創出やベンチャーの育成など、東京の産業の活力向上に取り組む。

○ 産学公連携センターは、研究施設、インキュベーション施設、インターフェイス部門から構成し、設置場所は、日野キャンパスとするほか区部にも拠点を設置

○ 研究施設は、新産業の創出のため、(1)基盤研究(2)産業化に貢献する可能性がある研究(3)コンソーシアム型共同研究、などを行う。

○ インキュベーション施設を学内に設置し、大学の研究成果を活用した開発研究などに施設を提供し、ベンチャーの起業を支援する。

○ インターフェイス部門を設置し、民間人等を開拓型コーディネーターとして活用、大学の研究と産業界の要望を結びつけるなどコーディネートを実施

都政との連携（52頁）

現都立大学にある都市研究所のシンクタンクの機能を強化し、都民生活の向上に貢献していく。

○ 都市に関する調査研究の都との共同実施、積極的な政策提言、都市に関する情報センター機能の設置など、都をはじめとする自治体のシンクタンクの機能の強化

○ 民間企業等、学外から優秀な研究者を招き、より高度な都市研究への取組

○ コーディネート部門を設け、民間等の人材の活用による実践的研究の推進

○ 都・区市町村との連携による政策的研究の実施

○ 都市に関するデータ等を自治体が利用できるよう、情報センター機能を設置

○ 大学院都市科学研究科においてより学際的な領域について研究対象を広げ、都市研究所の活動を支えるとともに、人材を育成

都民に開かれた大学づくり（56頁）

都民の学ぶ意欲に答えていくため、都民に開かれた大学づくりをめざす。

○ 都市・環境問題に関する講座など都立の大学として特色ある講座の開設や、区市町村やNPOなどとの連携による運営の検討など、公開講座の再構築を図る。

○ 都民が一般の学生と同じ授業を聴講できる、新たな「社会人聴講生制度」の導入

○ 修業年限を定めず、少しずつ履修して卒業可能な「パートタイム学生制度」の検討

第3章 大学運営を革新する（61頁）

都立の大学にふさわしい法人化の実現（62頁）

都立の大学にふさわしい「公立大学法人」化をめざす。

○ 自主・自律的な運営の実現

・資金や人員の重点分野への配分など、自主的な運営権の確立による機動的・弾力的な運営の実現と、法人経営における自己責任の明確化

・都が示す長期目標を踏まえ、都と法人が協議して5年程度の中期目標を設定。成果について第三者機関による厳格な評価。評価結果に基づき都が大学運営を総合的に評価するなど、目標・評価システムの導入

- ・財務諸表、第三者機関による評価結果等、運営状況の都民への積極的な情報公開
- 責任ある運営体制の確立
 - ・経営責任と教育研究責任の区分の明確化のため、学長は教育研究部門で選考、法人の長は知事が選任する方向で検討
 - ・組織・人事・予算面で学長・部局長等のリーダーシップを強化する方向で検討
 - ・教授会等の審議事項を教育研究に係る基本的な方針決定や重要事項に極力限定
 - ・部局内部の予算や人員の配分など、各部局の判断で行うことができる仕組み作り
 - ・評価結果等を部局間の資源配分に反映させる等、競争原理の導入
- 人事・会計制度の弾力化
 - ・教員の任期制、公募制の一層の導入などによる人事の流動化と透明性の向上
 - ・給与制度についてインセンティブを付与する仕組みの導入
 - ・教職員の身分について非公務員型を積極的に検討
 - ・発生主義会計の導入による会計制度の見直しと、使途を定めない運営費交付金の交付 による財政運営の弾力化

改革の実現に向けて（71頁）

【改革の進め方】（73頁）

- 新たな大学の設立までの段階では実施計画のスケジュールに沿って4大学間の連携と共同事業化を進める。
- 第2部の改革内容については平成13年度から順次実施する。
- 新たな大学に必要な施設・設備については14年度から整備に着手する。
- 運営面については公立大学法人の設置に必要な法整備を国に求め、制度化後は具体的な組織構成や権限などのしくみを整備していく。

【改革の推進体制】（74頁）

大綱の実現に向け、「東京都大学運営諮問会議」の意見を反映しながら大学と行政により構成する「大学改革推進会議」が取り組む。また都民の意見を反映していく。

特に、新たな大学の基本となる、教育研究組織、学生定員、キャンパス配置、教育課程等について早期に具体化を図る。

当面の主な取り組み

- 「ゼミナール入試」の一部実施（都立大学：16年度入学者）
- 「チャレンジ入試」の一部実施（都立大学、科学技術大学：16年度入学者）
- アドミッション・オフィスの設置（都立大学：14年度）
- 都立の4大学間での学部段階における単位互換制度の実施（14年度）
- GPA制度の実施（保健科学大学：13年度）
- 都庁インターンシップへの参加（都立大学：13年度）
- 成績優秀な者への早期卒業制度の一部実施（都立大学：14年度入学者）
- プロフェッショナル・スクールの開設（都立大学：ビジネス・スクールは15年4月、法科大学院は16年4月に開設予定）
- 大学院保健科学研究科を設置（保健科学大学：14年度予定）

- 4 大学による都市に関する共同研究の実施（14 年度）
 - 4 大学による公開講座の共同化一部実施（13 年度）
 - 「公立大学法人」設置に必要な法整備の国への提案要求（13 年度）
-

資料－4

法人化に伴う新大学のしくみ（案）

I. 法人の性格及び業務範囲について（定款事項）

1. 法人の性格

地方独立行政法人法に規定する「移行型・一般・地方独立行政法人」（法案 § 2, § 55, § 59 ②の各規定を参照）とし、法人職員（教員を含む。）は非公務員とする。（§ 2 ②）

2. 法人の業務の範囲

- ① 都立新大学（仮称）を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 他からの委託を受け、又はこれと共同して研究を行うことその他第三者と連携して教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- ⑤ 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 大学等技術移転促進法に基づく国の承認を受け、大学における研究の成果の活用を促進する事業を実施する者（予定する者を含む。）に出資すること。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（＊ 法人成立時の業務範囲に関して経過措置の定めが必要となる場合は、別途検討し、規定する。）

II. 法人の運営組織について（一部定款事項）

1. 法人の役員

(1) 役員を設置

- ① 法人に理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）を置く。（§ 12 本文）
- ② 大学に学長を置く。学長は法人の副理事長とする。（§ 71 ⑦）
- ③ 理事長及び監事は知事が任命し、学長（副理事長）及び理事は理事長が任命する。
- ④ 法人に非常勤の理事を置くことができる。非常勤理事は、学外有識者の中から、理事長が選考し、任命する。

(2) 役員の数

- ① 理事長及び副理事長を除く理事の定数は、3～4 名とする。
- ② 監事は1 名とする。
- ③ 非常勤理事の数は、常勤理事（理事長及び副理事長を除く。）の数を超えないものとする。

(3) 理事長

- ① 理事長は、法人を代表し、学長の権限に属するもの以外の業務を総理する。
- ② 理事長は、法人の運営に関する重要な事項（＊後記、理事会の権限の項参照）について決定をしようとするときは、理事会の議を経て行うものとする。
- ③ 理事長の任期は、4 年とし（§ 15）、再任することができるものとする。なお、再

任後の任期は、2年を超えない期間を単位とすることができるものとする。

(4) 副理事長及び理事

- ① 副理事長は、理事長とともに法人の代表権を持つ。(§ 13 ②)
- ② 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- ③ 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- ④ 理事の任期は、学内から選任される理事にあっては原則としてその職の任期に従い、その他の理事にあっては2年以内とする。

(5) 監事

- ① 監事は、法人の業務及び会計を監査する。
- ② 監事は、監査の結果について、理事長（及び理事会）に対して報告する。
- ③ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができるものとする。
- ④ 監事の任期は、2年とする。ただし、法人成立後最初の任期については別に定める。また、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑤ 監事は、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者の中から知事が選任する。(§ 14 ②・)
- ⑥ 選任される監事が監査法人に属する者である場合においては、地方独立行政法人法の規定により選任される会計監査人が属する監査法人その他の組織と同一のものに属するものであってはならない。

(6) 役員解任

- ① 法人の役員が国又は地方公共団体の職員となったとき（ § 16 ②の規定に基づく教育公務員となったときを除く。）は、解任する。
- ② 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、解任することができる。
 - i 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ii 職務上の義務違反があるとき。
 - iii その他役員たるに適しないと認められるとき。
 - iv 役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないために法人の業績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認められるとき。
- ③ 前項の役員のうち、学長である副理事長についての解任手続は別に定める。

2. 法人の運営組織

(1) 理事会

- ① 理事会は、理事長の決定に先立って、次の事項を議決する。
 - i 定款の変更
 - ii 中期目標について知事に申し出る意見（ § 78 ③）
 - iii 中期計画及び年度計画等の作成又は変更（*財政計画、人事計画を含む。）
 - iv 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - v 大学、研究科、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - vi 法令又は東京都条例若しくは東京都規則の定めるところにより、主務大臣若しくは東京都知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - vii その他理事会が定める重要な事項
- ② 理事会は、監事を除く役員（*理事長、副理事長及び理事）で構成する。

③ 理事には次の者をあてる。（＊理事長が任命）

- i 事務局長の職にある者
- ii 学長が指名する副学長
- iii 学外有識者（非常勤理事）

(2) 経営審議機関

① 法人の経営に関する重要な事項を審議する機関（以下「経営審議機関」という。）を置く。

② 経営審議機関は、次に掲げる事項を審議する。

- i 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- ii 中期計画及び年度計画等に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- iii 法人の財政運営及び人事に係る方針等（法人の経営に関連するものに限る。）に関する事項
- iv 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- v 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- vi 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- vii その他法人の経営に関する重要な事項として理事長が指定するもの

③ 経営審議機関は理事長が主宰する。

④ 経営審議機関の委員の半数程度は、法人の役員又は職員でない者とする。

⑤ 経営審議機関の構成は次のとおりとする。

- i 理事長
- ii 副理事長（学長）
- iii 事務局長
- iv 理事長が指名する職員
- v 理事長が指名する学外有識者
 - ・企業経営の経験を有する者
 - ・財務会計に関して専門的な知識を有する者
 - ・高等教育機関における学校経営等の経験者
 - ・その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者 など

(3) 教育研究審議機関

① 大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関（以下「教育研究審議機関」という。）を置く。

② 教育研究審議機関は、次に掲げる事項を審議する。

- i 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- ii 中期計画及び年度計画等に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- iii 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv 教員の採用、選考及び勤務条件等に関する方針に係る事項
- v 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

- ix その他大学の教育研究に関する重要な事項として学長が指定するもの
 - ③ 教育研究審議機関は学長が主宰する。
 - ④ 教育研究審議機関の構成は次のとおりとする。
 - i 学長
 - ii 副学長
 - iii 学長が指名する理事
 - iv 学部長その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究審議機関の意見を聴いて学長が指名する者
 - ⑤ 法人成立後最初の教育研究審議機関の構成員は、学長が定めるものとする。
3. 大学の執行機関その他の組織
- (1) 学長
 - ① 学長は、教育研究機関としての大学を代表し、教育研究等に関する業務を総理する。
 - ② 学長は、学長選考会議（仮称・定款事項）の選考に基づき、理事長が任命する。
（§ 71 (9)）
 - ③ 学長の任期は6年以内とし、学長選考会議の議を経て法人の規則で定める。（§ 74 ①）
 - ④ 理事長又は理事会は、学長が理事の解任事由に該当するに至ったと認めるときは、速やかに学長選考会議に付議するものとする。
 - ⑤ 理事長は、学長選考会議から学長の解任についての申出があったときは、学長を解任するものとする。（§ 75）
 - ⑥ 学長は、その任期の途中においても、理事長に対して辞任を申し出ることができるものとする。
 - (2) 副学長
 - ① 副学長1～2名を置く。
 - ② 副学長は、学長を補佐し、学長が欠けたときはこれを代理する。副学長が複数名置かれるときは、予め学長が指定する副学長が代理する。
 - ③ 副学長は、学長からの申出に基づき理事長が任免する。（§ 73）
 - ④ 学長が副学長の解任を申し出る場合においては、理事長に対して、その解任すべき理由を明らかにするものとする。
 - ⑤ 副学長の任期は、原則として学長の任期を超えないものとする。ただし、学長がその任期途中で退任した場合においては、次期の学長が就任するまでの間、在任するものとする。
 - (3) 部局長
 - ① 部局長は、学長からの申出に基づき理事長が任免する。（§ 73）
 - ② 前項の申出にあたっては、学長は予め当該部局組織の教授会等の意見を聴くものとする。
 - ③ 部局長の任期は、原則として2年とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、理事長は学長と協議して、別に定めることができる。
 - ④ 部局長は、再任することができるものとする。
 - (4) 教授会
 - ① 学部に教授会を置く。また、研究科その他の教育研究上の重要な組織に教授会を置くことができる。
 - ② 教授会は、次に掲げる事項を審議する。
 - i 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項のうち、当該部局組織に係るもの。

- ii 当該学部若しくは研究科に所属する学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事及び学位の授与に関する事。
 - iii 専攻、学科目等の種類及び編成に関する事。
 - iv その他当該部局組織の教育研究に関する重要な事項として部局長が指定するもの。
- (5) 人事委員会（仮称）
- ① 理事長は、人事についての決定のうち教育研究に係るものについては、学長からの申出に基づき行うものとする。（§ 73）
 - ② 学長は、前項の申出を行うにあたり、予め教育研究に関する人事に係る事項を調査検討させるため、人事委員会を設置する。
 - ③ 学長は、前項の委員会の調査検討結果を教育研究審議機関の審議に付するものとする。ただし、緊急又は軽微な事項である場合にはこの限りではない。
 - ④ 委員会は、学長の指示を受けて、次に掲げる事項について調査検討を行う。
 - i 教員に係る部局別定数又は人件費配分、採用、勤務条件その他の方針に関する事。
 - ii 大学組織の編制及び運営のあり方に関する事。
 - iii 教員の業績評価の基準及び総合調整に関する事。
 - iv 教員の採用及び昇任に係る選考、兼職兼業に係る承認申請等について審査する事。
 - v その他学長が理事長と協議して調査検討を命じる事項
 - ⑤ 委員会の構成は次のとおりとする。
 - i 副学長
 - ii 教育研究審議機関の構成員の中から、教育研究審議機関の意見を聴いて学長が指名する者
 - iii その他臨時委員として、学長が理事長と協議して指名する職員（教員を含む。）及び学外有識者（調査検討する事項に関して、広くかつ高い識見を有する者）
 - ⑥ 委員会の下に次の組織（小委員会）を設置することができる。
 - a. 任用調整小委員会
当該の教員の任用（採用・昇任等）が、人事計画や採用方針等と整合するものであるかどうか、適正な手続に従った選考が行われているか等を調査する。
 - b. 業績評価小委員会
教員の業績評価を行う場合の基準の検討や、実施された業績評価の総合調整等を行う。
 - c. 兼職兼業審査小委員会（旧案・利益相反審査委員会）
 - ・教職員の兼職兼業について、実質的な承認審査を行う。
 - ・教職員の外部活動に伴い生じるおそれのある問題点を検討し、必要な調整を行う。
（利益相反、責務相反行為の management）
- (6) 懲戒委員会（仮称）
- ① 職員（教員を含む。）の懲戒処分に関しては、法人の就業規則に基づいて、懲戒委員会（仮称）を設置する。
 - ② 理事長は、職員の懲戒処分を行おうとするときは、軽微なものを除き、予め懲戒委員会の審議に付するものとする。
 - ③ 懲戒解雇その他重大な処分は、懲戒委員会の審議を経て、理事会に付議するものとする。
 - ④ 教員に係る前項の手続きについては、学長からの申出に基づいて行うものとする。（§ 73）
 - ⑤ 委員会の委員は 5 ～ 10 名の範囲とし、経営審議機関及び教育研究審議機関の構成員その他の者（学外者を除く。）の中から、理事長が学長の意見を聴いて指名する。

4. 学長選考機関

(1) 学長選考会議（仮称）

- ① 学長選考会議の委員の数は7～11名とし、経営審議機関の構成員の中から経営審議機関において選出された者及び教育研究審議機関の構成員の中から教育研究審議機関において選出された者により構成する（§71④）。
- ② 学外有識者については、経営審議機関の構成員である学外有識者の中から経営審議機関において選出するものとする。
- ③ 学長選考会議は、委員の互選によって定められた議長が主宰する。
- ④ 会議の議事の手続その他必要な事項は、議長が会議に諮って定めるものとする。

(2) 学長予定者の選考手続

① 候補者の推薦

- i 候補者は学内の教員等から推薦を受けた者とする。
 - ・ 一定数以上の学内教員による推薦（一般推薦）
 - ・ 理事会による推薦（特別推薦）（*複数名の推薦を可とするか）
- ii 推薦に際しては、被推薦者（本人）の了解の下に公表可能な経歴と推薦理由を付するものとし、その内容は学内に公表されるものとする。
- iii 学長選考会議が必要と認めるときは、被推薦者から学長に就任した場合の運営方針その他の所信を徴することができるものとする。

② 学内意見の聴取

- i 学長選考会議は、必要に応じて、候補者についての学内意見の聴取を行うことができるものとする。
- ii 学内意見の聴取方法及び手続は、学長選考会議においてその都度定める。
- ③ 学長選考会議は、選考を行うにあたり、学長候補者から直接口頭又は書面により意見を徴することができる。
- ④ 学長選考会議は、学内意見及び前項の意見聴取を参考にして学長予定者を選考し、選考の結果を理事長に報告する。
- ⑤ 新大学の発足時においては、理事長は、知事が指名する候補者を学長として任命する。

(3) 理事長等の解任手続

- ① 理事会は、理事長又は監事が次の各号の一に該当するに至ったと認めるときは、知事に対し、理由を付してその旨を申し出ることができるものとする。
 - i 心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ii 職務上の義務違反があるとき。
 - iii その他理事長又は監事たるに適しないと認められるとき。
- ② 理事長の解任の議決に関しては、理事長は除斥されるものとする。

Ⅲ. 地方独立行政法人評価委員会（条例事項）

1. 評価委員会の権限

評価委員会は、次に掲げる事務を掌る。

- i 法人の業務の実績に関する評価に関すること、}
- ii 地方独立行政法人法等の定めるところにより、法人の業務の執行方法について知事に意見を述べること。
- iii その他法令の定めるところにより、法人の経営について知事に意見を述べること。

2. 評価委員会の組織

- ① 東京都に大学評価委員会（仮称）を置く。
- ② 委員会の事務は、大学管理本部（大学管理本部が廃止された場合にあつては、その所管

する事務を承継する組織)で行う。(＊ 評価委員会は、法人の設立以前に設置する必要がある。(§ 25 ③など))

- ③ 東京都において、法の定める他の分野についても地方独立行政法人を設立することになった場合には、複数の法人を一括して評価する委員会(仮称「東京都独立行政法人評価委員会」)に改組、統合する。この場合の委員会の事務の所管は、知事が定める。))
- ④ 委員数は、次の理由により、比較的少数にとどめるものとする。
 - i 教育及び研究についての評価に関しては「認証評価機関の評価を踏まえること」とされており (§ 79)、重複的な評価手続は避けることが合理的であること。
 - ii 委員会組織の簡素・効率化、②により統合されることになった場合の便宜、事務局における運営の便宜などの点からも、考慮する必要があること。

資料－5

「都立の新しい大学の構想について」に対して抗議する

2003年8月4日

東京都立大学・短期大学教職員組合中央執行委員会

石原都知事は、8月1日の定例記者会見で、「都立の新しい大学の構想について」を発表した。都立の大学関係者に事前に一言の通知・協議もなしに発表されたその内容は、これまで都立の4大学と大学管理本部との間で合意され、準備されてきた新大学構想とは、学部構成もキャンパス配置も、全く異なるものとなっている。よりよい新大学のため、計画を改善・修正すること自体を私たちは否定するものではない。しかし、新大学開学まで1年余りとなったこの時期に、このような根本的な変更を、大学関係者抜きに一方的に行おうとすることは、新大学の設立そのものを危ぶませる無責任な行為である。さらにその内容についても、以下のような重大な問題を含んでいる。

1) 「都立の新しい大学の構想について」の内容について

「まったく新しい大学」を標榜しながら、その内容は、「都市」、「教養」等、さんざん取りざたされてきたキーワードのつぎはぎと、「観光・ツーリズム」、「メディア・アート」、「産業系デザイン」等、各種専門学校等でなされてきた教育の「剽窃」に過ぎない。結局、予算削減、大学教職員の労働条件の悪化をねらいとする「改悪案」そのものであり、本質的な「改革」の名に値するものは、どこにも見当たらない。

2) 「都立の新しい大学の構想について」が出された経緯について

組合は大学管理本部主導で策定された「大学改革大綱」に反対してきた。それはそれとして、今までの大学「改革」案は、きわめて不十分ながらも、大学側が意向を表明する場が設けられ、そこでの意見を多少なりとも踏まえて作成が進められてきた。しかし今回出された「構想について」は、執行部を含め当事者である大学を完全に閉め出した「密室」で作成され、大学側に何の相談もなくいきなり出されたものである。もし今までの「改革」案に問題があるというのなら、問題があると考えた側が大学側とひざを突き合わせてどこに問題があるのかを話し合った上でその解決をはかるべきである。これまで検討されてきた大学「改革」は、都立4大学の統合・改組であった。今回発表された「都立の新しい大学の構想について」は、当事者である大学にひとことの相談もなく出され、手続き的にも正当性があるとは到底認められない。大学管理本部は、このような乱暴なトップダウン方式で、大学改革が本当にうまくいくと考えているのであろうか。

3) 一方的な賃金・労働条件の変更は認められない

「都立の新しい大学の構想について」では、教員の任期制や年俸制の導入と業績主義の徹底が盛り込まれている。また、「大学改革大綱」とは、全く異なる学部構成とそれに伴うキャンパス配置も発表された。教員の任期制や年俸制の導入、新たなキャンパス配置に伴う勤務地の変更などは、賃金・労働条件の著しい変更であり、労働組合との協議すら開始しない段階で、一方的に発表することは許されない暴挙である。大学管理本部に対して、厳重に抗議する。

4) 政治的、社会的、法的問題について

7月1日参議院総務委員会における「地方独立行政法人法案」の採決にあたり、以下のような付帯決議がなされた。

二、地方独立行政法人への移行等に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体又は関係労働組合と十分な意思疎通が行われるよう、必要な助言等を行うこと。

六、公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうるための必要な措置を講ずること。

新構想は新大学の根幹をなす学部構成や、教職員の労働条件等について、当事者である大学側の意向を形式的に聞くことさえせずに出されたもので、以上の付帯決議の趣旨に違反することは明白である。「地方独立行政法人法案」や「国立大学法人法案」の国会審議で指摘された問題点を、全く顧みないものであり、大学関係者のみならず、良識ある多くの国民・都民の批判は免れることができない。

以上の点から、私たち都立の大学に働く教職員は、「都立の新しい大学の構想について」の撤回と、都立4大学教職員との協議と合意に基づく、新大学設立準備を、強く求めるものである。

資料－6

都立4大学の統廃合をめぐる危機の現状（その2）

2003.10.2 東京都立大学・短期大学教職員組合中央執行委員会
(Tel:0426-77-0213 Fax:0426-77-0238 Email: union@apricot.ocn.ne.jp)

9月9日付「都立4大学の統廃合をめぐる危機の現状」では、9月6日までの状況をお伝えしました。ここでは主にその後の状況についてお伝えするとともに、みなさまのご理解とご支援を訴えます。

1. 9月5日までの事態

8月1日の石原知事の記者会見で、突然それまで都立4大学（都立大学・科学技術大学・短期大学・保健科学大学）と都大学管理本部の協議により検討・準備が進められてきた大学改革構造が覆されました（7月末までの構想は以下の東京都HPにあります <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2002/05/60C5G500.HTM>）。その後、大学管理本部は8月29日、都立大学5学部・研究科長と科技大・保科大学長を集め、新大学設立本部長（大学管理本部長）が[資料a]のような説明を行った上で、7名に新大学設立本部のもとに構成される教学準備委員会への個人としての参加を要請しました。教職員組合は、直ちに都立大学5学部・研究科長に会見を求め、法学部を除く都合のついた4学部・研究科長から、新構想に積極的に賛同しているわけではないこと、参加する場合は個人としてではなく学部・研究科に責任を持つ立場からであることなどの表明を得ました。

9月5日に開かれた、第一回教学準備委員会には、大学教員からは5学部・研究科長と2大
学学長が参加しました。席上、「新大学構想」に積極的に賛同する、検討内容は口外しないな
どの誓約を含んだ準備委員への「就任承諾書」への署名が求められたといえます。(以上、詳
しくは9月9日付「都立4大学の統廃合をめぐる危機の現状」)

[資料 a] < 8月29日大学管理本部長発言骨子 >

1 本日は新大学開設に向けて、今後の検討の進め方についてご説明するとともに、構成メン
バーについて推薦していただくためにお集まりいただいた。

2 検討体制については、新大学設立本部に教学準備委員会と経営準備室を設置し、委員会に
は外部有識者と併せて学内の教員を任命し、検討を進めていく。

3 教学準備委員会における今後の検討の進め方については、これまでの大学改革に深く関わ
ってきていただいた経緯等から西澤先生を座長としたうえで、「新大学の教育研究に関する検
討会」メンバーの中から外部有識者として入っていただき、具体的な検討を進めるよう知事か
ら指示があった。

4 皆さんから検討メンバーの推薦をいただく前に、改めて8月1日に基本構想を発表した背
景について述べる。

平成13年度に大学改革大綱を発表して以降、平成14年度の工業等制限法の廃止、都市再
生特別措置法の制定、知的財産基本法の制定など、さまざまな社会状況の変化があるなかで、
「検討会」の専門委員からは、

- ① 多様な教育研究ニーズに単一の組織・仕組みで対応しようとしている。
- ② 東京全体の都市計画、研究所資源などとの関係が視野に入っていない。
- ③ 物、人、金が最も集中している都心部が計画に組み入れられていない。
- ④ 経営的な視点が欠けているため、競争力、コストマネジメントの観点から設計する必
要がある。
- ⑤ 教育サービスの受け手である学生の視点が配慮されていない。
- ⑥ 卒業生の受入先である社会からの視点が抜けている。
- ⑦ 国際性の視点が貧弱である。

等、多々ある問題点を指摘されている。

5 また、都議会自民党などとの日常的な折衝の中では、

① 旧大綱は、単なる組織の統廃合にしか見えず、大学を改革していくという意欲が感じ
られない。

② 「大都市の大学」として意義ある大学を作れないなら、都が大学を持つ必要はない。
等、厳しいご意見がある。

6 都議会は、いわば都民の代表でありまた、独立行政法人化後においても中期目標および運
営費交付金を議決する立場にあるということも、これからは大学側も十分認識する必要がある。

7 以上の点を踏まえ、本年5月より西澤先生を中心に新しい大学のあり方について検討を行
い、企業経営者など各界のヒアリングを通して、このたび大都市の大学の使命を明らかにする
とともに、社会経済状況や法制度等の変化に対応した基本構想を作った次第である。

なお、基本構想は他大学などからも賛同されている。

8 強調しておきたい点は、あくまで「大学の統合」や「新大学への移行」ではなく、4大学
の廃止と新大学の設置を行うということである。

9 4大学の廃止と新大学設置は、設置者権限であり、これから設置者責任の下で新大学の設
計を行っていく。したがって、基本的に旧4大学は新大学を設計するうえでのひとつの資源と
して受け止めている。

10 新大学の設計には、

① 基本構想に積極的に賛同し、かつ② 旧大学の資源に精通した方を任命したい。

言い換えれば、旧大学の改組ではないことから、旧大学の調整によるものではなく、基本理念の枠の中でより良い大学を作るために積極的に協力してくれる人たちの手で新大学を設計していく。

11 新しい大学をつくるためには、必ずしも平成 17 年開学時に完成形を求めない。基本構想にあるように、時代の要請に応じ、継続的に組織改革を実施していく。

12 そのため、本日は、学内の資源を掌握しておられる方ということで皆さんにお声をかけた。

13 以上の趣旨を踏まえて、準備委員会メンバーに加わる意志をお持ちかどうかお尋ねすると同時に、私としてはぜひメンバーに加わっていただきたいと考えている。

14 その際、(メンバーに加わる意志をお持ちの場合は)、個別具体的な作業を伴うことから、サポートするスタッフを若干名推薦していただき、併せて任命したい。

15 また、ご自分以外に適任者がいるということであれば、その方を推薦していただいても結構である。できればこの場でお返事いただきたい。いま難しければ来週早々(9月2日(火)午前中まで)にご連絡いただきたい。

16 なお、準備委の運営方法であるが、メンバーが必ず毎回参加ということではなく、課題に応じて柔軟に開催・情報交換する機動的・目的的な運営を考えている。

17 早速だが、第1回教学準備委を9月5日(金)午前中に開催する。メンバー決定の上、開催通知等は別途お送りする。

2. 密室下で進められる構想検討

それ以降、各大学・学部・研究科では、構想の肉付けに向けての検討作業が、学長・学部長・研究科長とその下に同様の誓約を求められて参加した若干の教員によって、程度の差こそあれほとんどのところで密室的に進められました。これらの作業は、各大学や学部・研究科に所属する教員でありながら、それらの大学の正規の業務としてではなく、教員個人として大学管理本部が直接命じる形で行われています。それは新大学設立本部長の8月29日の発言にもあるように、今回の構想においては、現行4大学の統合による新大学への「移行」ではなく、設置者(都知事)権限による現行4大学の「廃止」と新大学の「設立」であり、4大学の教員や施設・設備は「新大学設立」のための「資源」にすぎないという理由からです。

しかし後にも述べるように、「廃止」「設立」という解釈には法的に見ても無理があります。さらにこれらの教学準備委員とその下にある作業メンバーは、各大学の教授会・評議会などの承認を受けぬまま、大学外の業務に携わっているわけですから、そもそもその業務の性格が法規上正当かどうかさえ疑わしいものです。

こうした中で、新大学にとって重要な、各学部や学系・コースの教育理念・目標や教員配置案が、そこで実際の教育・研究活動を担うであろう大多数の教員を排除したまま作られつつあります。一方、作業に携わらされている教員も、責任担当範囲からして周りの同僚らに聞かなければ作業が進められないにもかかわらず、作業内容を漏らして何らかの処分や制裁を受けることを恐れ、孤独と不安の下におかれています。これは大学としてきわめて異常なことです。

3. 人文学部や理学研究科で現在ある学科・専攻(学部・大学院)が消滅?!

こうした密室下の作業を受け、9月22日から25日かけて、大学管理本部から各大学総長・学長に新大学・大学院の構成案と教員の仮配置案が示されました。構成は[資料b]のように、都市教養学部は人文学系(社会学など3コース)法学系(法律学など2コース)経済学系(経済学など3コース)理工学系(数理科学など6コース)を含み、都市環境学部(地理環境など

4コース) システムデザイン学部 (ヒューマンメカトロニクスシステムなど4コース) 保健科学部 (看護学科など4学科) には学系はおかれていません。また、大学院は5研究科で、人文・社会系研究科 (人文系4専攻・法学系2専攻・経済学系2専攻) 理工学研究科 (5専攻) 都市環境学研究科 (4専攻) システムデザイン学研究科 (4専攻) 保健科学研究科 (1専攻) となっています。またこのほかに、語学や情報教育、体育実技などを担当する基礎教育センター、社会人のリカレント教育や教養講座などを担当するエクステンションセンター、産学公連携センターなどが置かれるとされています。

現在の学部・学科や、大学院の専攻構成と比べると、保健科学大学についてはあまり大きな変更はありません。また法学部・経済学部も、法科大学院・ビジネススクール (大学院) の新設や、学部が学系に変更されたことによる影響も今後あり得ますが、大がかりな変更とはなっていません。一方、理学部・工学部と科学技術大学については、都市教養学部・都市環境学部・システムデザイン学部の3学部14コースに、現在ある学科が再編成され、一部に現行学科の分割や統合が行われます。

一番大きな変更は、学部段階ではこれまで6学科11専攻あった人文学部が大幅に縮小されて社会学 (社会学・社会人類学・社会福祉学) 心理学 (心理学・教育学) 国際文化 (哲学・歴史学・国際文化) の3コースとなり、これまで5専攻 (日文・中文・英文・独文・仏文) あった文学科がほとんど跡形がなくなっていることです。

また大学院レベルでは、同じく人文科学研究科では文学系5専攻が消滅するほか、他の専攻もこれまでの2-3専攻ずつが大括りに統合され、単独の専攻としては消滅します。さらに理工学研究科に現在ある身体運動科学専攻も構成案からは消えています。

構成案とともに大学管理本部から示された教員定数と仮配置案では、現人文学部定数が大幅に削減されています (助手を除き現在134→7月末まで110→新構想64)。また、文学・語学系教員の多くと身体運動科学教員全員、短大教員の一部が、基礎教育センターとエクステンション・センター配置となっています。両センターには教員定数は僅かしかつかないと説明されており、センター配置の教員のほとんどが定数外の過員として扱われることとなります。

また新大学の教育課程では、これまで必修となっていた外国語は選択にするとされています。実際、これまで外国語教育と体育実技を担当していた教員のほとんどが過員としてセンター配置になるわけですから、将来的には外国語教育と体育実技を担当する専任教員はほとんどいなくなることとなります。

新大学の発足はこれまで通り平成17年4月とされていますが、大学院については現行大学院をもう1年継続した上で、1年遅れの平成18年4月発足としています。しかし、大学管理本部の示しているこのスケジュールと手続きは、現行大学院の基礎となる現大学そのものが平成17年3月で廃止になるわけですので、最悪の場合、大学院については平成17年度入試が一切できなくなる恐れもあります。

[資料b] 新大学・大学院構成案 (9月22日現在)

<都市教養学部>

人文系 : 社会学コース・心理学コース・国際文化コース

法学系 : 法律コース・政治学コース

経済学系 : 経済学コース・経済制度コース・経営学コース

理工学系 : 数理科学コース・物理学コース・化学コース・生物生命コース・電気電子工学コース・
機械工学コース

<都市環境学部>

地理環境コース・都市基盤環境工学コース・環境調和化学材料化学コース・建築コース

<システムデザイン学部>

ヒューマンメカトロニクスシステムコース・情報システムコース・航空宇宙システム工学コース
・経営システムコース

<保健科学部>

看護学科・理学療法学科・作業療法学科・放射線学科

《人文・社会系研究科》

社会学専攻・心理学教育学専攻・哲学歴史学専攻・地域文化学専攻

法学政治学専攻・法曹養成専攻（法科大学院）

経済学専攻・経営学専攻（ビジネススクール）

《理工学研究科》

数理情報科学専攻・物理学専攻・化学専攻・生命生物学専攻・基礎工学専攻

《都市環境学研究科》

地理環境専攻・都市基盤環境工学専攻・環境調和化学材料化学専攻・建築学専攻

《システムデザイン学研究科》

ヒューマンメカトロニクスシステム専攻・情報システム専攻・航空宇宙システム工学専攻・経営システム専攻

《保健科学研究科》

保健科学専攻

4. 一方的な「4大学の廃止と新大学の設置」は認められない—都立大学総長意見

8月以来、4大学との協議を否定し「設置者権限」の名の下に一方的な検討・準備を進める大学管理本部のやり方には、大学内に強い批判と怒りが広がってきました。そうしたなかで、9月22日には、都立大学茂木俊彦総長が大学管理本部長にあてて「管理本部における意見聴取に当たって」とする意見書を提出しました（〔資料c〕）。

そこでは第一に、この間の一方的な進め方の根拠となる設置者権限による「4大学の廃止と新大学設置」ということについて、実質は明らかに「廃止・新設」ではなく現4大学からの「移行」であり、諸法規にも抵触する不当な解釈であることが指摘されています。

第二には、「単位バンク」構想の問題点に触れた上で、英語を選択制にし教員配置も不明確にしているのは社会の期待に逆行すること、センター設置はかつて多くの大学が問題ありとして廃止した教養部制の復活であること、さらに学部・大学院の計画を同時に進めるべきであることや人文学部関連部分の縮小は教養教育など全体にとって問題であることなどが指摘されています。

第三には、現在在籍する学生・院生の新大学移行後の身分及び学習条件等について、早急に明確にすべきであることが指摘されています。これはすべての学生・院生にとって切実な点ですが、とりわけ新大学で消滅する可能性がある専攻所属の大学院生らのなかには強い不安が広がっています。

第四には、8月以降その保障について一切触れられていない教員の身分上の問題について指摘しています。

[資料c]

大学管理本部長殿

9月22日管理本部における意見聴取に当たって

2003年9月22日
東京都立大学総長 茂木俊彦

東京都大学管理本部長は8月1日、都立の新大学設立に向けた前日までの検討体制を廃止し、新たな

設立準備体制に移行した旨を伝えてきた。また同日、7月まで設置されていた「都立新大学設立準備委員会」によってまとめられた設立の基本方針および内容を唐突に破棄し、「新しい大学の構想」をまとめ公表したと述べた。このことに関連して私は8月12日付で「全学の教員、職員、学生・院生のみなさんへ」と題する見解を学内に公にした。

本部長はまた新大学の設立は「4大学の統合、新大学への移行」ではなく、「4大学の廃止、新大学の設置」であると宣言して「新しい大学の構想」の具体化を図るとし、この構想に積極的に賛同し作業に協力してもらいたいと大学のメンバーに要請してきた。

新大学設置に向けたこの検討・準備の進め方には黙過できない重大な問題が含まれている。総長として申し述べたいことは多々あるが、本日は以下の4点にしばって意見を表明することとする。

記

1. 新大学の構想策定及び設立準備作業において関係4大学と十分に協議し、その意見を聴く体制を可及的速やかに再構築するべきである。

新しい大学の設置が設置者の権限であるということは可能である。しかし、都立の新大学はまったくゼロの地点から出発して設立されるわけではない。東京都が設置してきた都立大を含む3つの4年制大学、1つの短期大学（以下、現大学）があり、それらを「たばねて」新大学を設立するとの方針で構想を策定し準備を進めてきたのである。

形式として現大学を廃止し新大学を設置する方針をとる場合、現に機能しており社会的に実績を有する大学を一方的に廃止する権限がもつばら設置者にあたえられているとはいえないし、もしそうするとすれば、それは設置者の社会的責任をまっとうするものではない。法的に見ると、大学の廃止は、現に存在する大学の運営に関する重要事項中の重要事項であるから、大学の教授会の審議事項（学校教育法59条1項）であり、都立大学について言えば評議会の審議事項（東京都立大学条例8条6項5号）であることは否定できないであろう。

また設立準備がなされている新大学は、旧大学の教員組織、施設、設備を基に、他の大学を設置するものであるから（大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則1条4項1号）、全くの新大学の設置ではなく、まさしく「新大学への移行」そのものに他ならない。それゆえ「既存大学廃止・新大学設置」という「形式」が許容されるのは、あくまでも、設置者と大学の間の十分な協議に基づく合意の上で、既存大学のもつ有形無形の資源が「実質」的に新大学に継承されるという条件が満たされる場合のみであると考えべきである。

言うまでもなく大学において展開されている学術研究の蓄積は、一朝一夕になされるものではなく、各学問分野の専門家によって継続的に営まれ、発展的に継承されていかなければならない。またそれらが自主・自由の精神にたって推進されるのでなければ学生・院生の教育も地域・社会への貢献もみのもあるものとはならない。

大学管理本部は、新大学の構想策定及び設立準備作業において関係4大学と十分に協議し、その意見を聴く体制を可及的速やかに再構築するべきである。同時に現大学の教育資源を実質的に新大学に継承することを、基本方針として明確にするべきである。

2. いわゆる新大学の教育内容、それを責任ある体制で実施する教育研究組織について

1) すでに公にされているところであるが、いわゆる「単位バンク制」には重大な疑問を抱いている。基本的に重要なのは大学がその理念・目的・目標を明確にし、それにふさわしい教育課程を編成して教育することであり、学生の側から見ればこれを履修していけば当該大学における学習のみでも卒業できるようにすることである。このことは所属大学以外の大学その他の教育機関で学習した成果が所属大学の単位認定基準に適合するならば、これを所属大学が認定することと矛盾しないし、すでにその制度は存在して実施されている。あえて「単位バンク制」を導入する意義は見当たらない。

「単位バンク制」との関係があきらかにされているのではないが、英語を選択とするとの検討がなさ

れている。今日、国際化がますます進み英語の運用能力が重視されており、受験大学を選択するさいに受験生・保護者は英語教育のあり方に強い関心を寄せている。このことも考慮すると英語の必修は是非とも必要であり、これを選択とするならばそれ自体で大学の質と水準に疑義が呈されることは必至であり、大学の凋落は目に見えている

なお、大学設置基準第13条にある「大学全体の収容定員に依り定める」教員数（別表2）は、まずこれを定数化することが本来の趣旨であると考えられる。ここではあえて英語についてのみ指摘すれば、これを担当する専任教員は相当数必要である。現段階でこのことについてまったく明示されていないことは問題である。

またこれまでの全国の大学の経験によれば、かつての教養部のような教育組織を置くことは好ましくないとされ、入試、FD、基礎教育等のために比較的少数の専任を「基礎教育センター」のようなところに配置するのはよいとして、語学等の担当教員は各大学院（学部）に定数配置するのが一般的傾向であることにも留意すべきである。

2) 新しい大学を構想するには学部・大学院両方のあり方の検討を同時的に進行させ、平成17年度に同時開設とすべきである。すなわち教養教育、専門教育、大学院教育のそれぞれについて適切な構想を立て、それらが1つの大学として総合性・一貫性をもったものにしなければならない。

この見地から大学院の構成についての検討が遅れていることは大きな問題であると言わざるを得ない。

また現在の都立大学に直接に関係する部分を見ると、人文学部関連部分（人文・社会系）の構成と定数配分は、ひとり人文学部の問題であるにとどまらない。たとえば現段階で示されている定数では、人文・社会系においては大学院・学部ともに特に諸外国と日本の文学、アジア地域の文化その他、日本語教育・日本学等々の教育はきわめて不十分なものにならざるを得ず、これは新大学の文学・文化研究については重視するとされている教養教育に重大な負の影響を与えること必至である。

3 東京都立大学の学部・大学院の学生（16年度入試で入学する者を含む）の身分、学習の条件整備等について速やかに明確化すべきである

現在すでに本学の学生・院生である者の身分等は平成17年4月1日以降どのようなものとなるのか、明確にしなければならない。また新大学設立との関連で履修すべき教育課程に何かの変化が生じるのであれば、その概略だけでも早く示す必要がある。

また大学院について、仮に18年度開設ということになれば（それが望ましくないことは上述の通りであるが）、17年度に既存の大学院の入試で入学したものは翌年度開設の大学院との身分上の関係はどうなるのか、専攻の名称が変わるだけではなく、専攻そのものが仮に存続しない結果となった場合に、関係する院生はどこへ行けばいいのか等々の問題が浮上する。さらに教員は同時に2つの大学院に所属することはできないと考えるが、新大学の大学院の教員と少なくとも17年度の現大学院の教員の配置はどうなるのか、といった問題もある。このような諸問題を明確にしないまま種々の作業をすすめるのは学生に対する説明責任を誠実に果たすことにならない。

4 教員の身分上の問題について

東京都立大学総長として都立大教員の身分について意見を述べておく必要を感じる。まず必要なことは新大学発足の時点で教員のいわゆる分限免職は行わないことを改めて明確にする必要がある。また新大学発足、法人化以降も教員の身分上の安定をはかり安心して意欲的に教育と研究に勤しめるようにすべきである。

以上。

5. 全教員に「同意書」提出を要求一都立大では全学で提出を保留

9月25日、大学管理本部は、各大学総長・学長・学部長に対し、4大学の助手を除く全教員の仮配置計画を示すとともに、各部長が全教員に対して仮配置先を提示した上で新大学設立本部長宛の「同意書」を提出させるよう求めました（[資料d]）。同意書の内容は提示され

た配置案と新大学の詳細設計への参加、そして詳細設計内容を口外しないことへの同意です。大学管理本部はこの同意書を9月30日までに提出するように求めました。

しかし密室でつくられてきた学部・学系・コースの概要を突然示し、直ちにそれに同意せよというのは無茶な話です。さらに各センター配置とされる教員については、センターの教育分担や業務内容、教育・研究条件（例えばこれまで担当してきた大学院生の指導を引き続きいまままでと同様に行えるのかなど）、さらには過員教員の雇用・身分はどうなるのかなど、同意の前提となるべき事柄のほとんどが不明なままです。

また仮配置提示が何らかの意味での配置転換の通知を意味するものであるならば、それは教授会や評議会などの議を経て総長・学長などの名によって行われるべきもので、教育公務員特例法などの法規上からも疑わしい提示です。

さらに教育課程や科目設定などにあたっては連携・共同して教育にあたる教員同士や教務関係職員らとの協力が不可欠であり、「口外しない」という制約をつけることは重大です。

こうしたことから、都立大学総長は9月29日、大学管理本部長にあてて、こうした進め方には深刻な疑義を抱かざるを得ない」とする意見書を提出しました（〔資料e〕）。同意書については疑問・批判・怒りが広がっており、都立大では各学部とも、少なくとも次の教学準備委員会の開かれる10月2日までは同意書の提出を差し控えることになっています。

[資料d]

都立大学
都立科学技術大学
都立保健科学大学
都立短期大学 所属教員各位

平成15年9月25日
新大学設立本部長
山口 一久

都立の新大学の詳細設計への参加について

標記の件につき、別紙の内容を御確認の上、平成15年9月30日（火）までに同意書の提出をお願いします。

なお、新大学への就任承諾については、今後、勤務条件の概要をお示しした上で、改めて意思確認を行います。

同 意 書

平成15年 月 日

新大学設立本部長
山口 一久 殿

住 所
署 名

提示された新大学における配置案に同意した上で、新大学設立本部及び教学準備委員会の下で、新大学に関する今後の詳細設計に参加することに同意します。

また、教学準備委員会が必要と認めた場合を除き、詳細設計の内容を口外しないことに同意します。

以上

[資料 e]

大学管理本部長殿

「同意書」についての都立大学総長意見

2003年9月29日

東京都立大学総長 茂木俊彦

私は、9月22日付け「管理本部における意見聴取に当たって」において、今般の新大学設置計画およびその実現に向けた準備過程に関して、いくつかの「黙過できない重大な」問題点を指摘した。しかし、東京都大学管理本部は、それらの疑問にまともに答えることなく、一方的に教員配置案を作成し、それに基づいて、所属長を通じ個別教員の「同意書」の提出を求めている。

しかし、この「同意書」の性格は極めて曖昧であるのみならず、さらに、その内容を見るに、あたかも教員の雇用に関係するかのような紛らわしい形態をとっている。私としては、こうした進め方には深刻な疑義を抱かざるを得ず、この「同意書」について特に意見を表明する次第である。

記

1 都立大学の総長及び全教員は、憲法、教育基本法ならびに現行の都立大学条例を始めとする諸法規によって、充実した大学教育サービスを提供することにつき、学生ないし都民に対して直接的な責任を負うものである。この責任は、いやしくも設置者の一存で左右されうるものではない。にもかかわらず、管理本部は、今回、突然に「新しい大学の基本構想を実現していくための教員配置案」を示し、教員1人ひとりに、①この配置案、②それを前提にした新大学に関する今後の詳細設計への参加、③詳細設計の内容を口外しないことの3点に同意する旨を記した書類（同意書）に署名して提出することを求めてきた。このようなやり方は、本項冒頭に示した、教員こそが学生ないし都民に直接的な教育責任を負うものであるという大学のあり方に関する基本的な理解とは、真正面から対立・矛盾するものである。教員としては、これまで一度も具体的に議論したこともなく、知る機会すら与えられてこなかった「新しい大学の基本構想」とそれを実現する「教員配置案」に包括的に同意するわけにはいかないのは当然である。

2 今回の管理本部のやり方は、これまで同本部との協議を通じて誠実に議論を積み重ねてきた大学内部での改革への検討構想を一方的に破棄し、「トップダウン」と称して、まったく従来の経緯と無関係に、勝手に新構想を作りあげ、その新構想を前提にして、教員配置案を示したものである。このように、大学に事前に一切の相談もなく、教育責任を負うべき教員に十分に意見を述べる機会も与えず、いきなり新構想に対して、包括的な同意を求めるというやり方は、およそ大学行政にあるまじき異常・異例なものであって、到底、健全な市民的常識とは相容れず、設置者としてあるまじき行為である。我々大学人としては、従来の経緯からいっても、このような新構想をこのまま承認することはありえず、新構想を基底とした教員配置案に、いきなり同意をせよと迫られても、同意できようはずもない。

3 この同意書は、新構想への包括的な同意をとりつけると同時に、大学の教員相互の議論すら抑制しようとする口外禁止条項まで含んでおり、常軌を逸したものである。管理本部がこの時点でこのような同意書を持ち出す意図を推察するに、新大学の基本構想への包括的な同意をとりつけつつ、今後の一切の異論を抑圧する意図を潜ませたものとしか考えられない。設置者がそのような形で個々の教員の異論の抑圧を図り、包括的な同意を迫ることは、憲法、教育基本法を始めとするあらゆる教育法規の原理的趣旨に反する行為である。

4 今回の新構想というものは、単に学部とコースの枠組みだけが示されているに過ぎず、肝

心の大学院の構成やカリキュラム、研究条件の基本方針等はまったく不明なままである。新大学における教育研究のあり方や、勤務条件など、もっとも重要な事項に関する明確な条件の提示がないままに、個々の教員に、改革の詳細設計への積極的な参加を迫ることは、實際上、不可能を強いるものでしかない。学生に学習権が保障されるべきなのは言うまでもないが、教員にも「教授する権限と責務」が尊重されなければならない。今回の同意書は、この教員の当然の権限をもまったく無視するものであり、いかなる意味でも合理性を認めるわけにはいかない。

以上

6. 新大学構想の問題点

以上9月末日までの経過をまとめてみました。以下に、これまでの明らかにされた新大学構想の問題点をまとめて指摘しておきます。

<突然の、根拠も薄弱な構想変更>

まず問題なのは構想変更の経過です。今回の構想変更は全く伏せたまま準備が進められ、突然、発表されました。上述のように、新大学の設立準備は7月まで、「東京都大学改革大綱」に沿って大学管理本部と4大学との協議と共同作業によって進められており、その内容も文部科学省に提出する書類作成の直前段階まで煮詰まっていた。しかも大学管理本部は、議会にたいしても「東京都大学改革大綱」に沿って着々と準備を進めている旨、都議会文教委員会等でも再三説明してきました。こうした準備作業について、関係者や議会に対してなんの事前の説明もなく、突然覆したのです。

しかも根拠としてあげられているものは、とうていこのような変更をおこなう理由となるものとは思えません。社会状況の変化としてあげられる工業等制限法の廃止・都市再生特別措置法の制定・知的財産基本法の制定などはそれまでに検討されてきた構想を根本から覆す根拠とはなり得ないでしょう。また、専門委員や自民党都議からの意見として伝聞的に伝えられたもののほとんどは2年前に出された「大学改革大綱」へのものであり、その後の検討・準備の中で豊かにされたものは全く無視されています。その結果、例えば「国際性の視点が貧弱」としながら、7月までの構想に含まれていた日本語教育学コースなどは、新「構想」では失われています。

<廃止・新設という手続きをめぐる問題>

次にその手続きです。上述のように、今後の手続きについて、大学管理本部は、現行4大学の廃止と新大学の設立であり、現行4大学から新大学への移行ではないと説明しております。しかし、予定されている新大学は、現行4大学の教員組織、施設、設備を基に、他の大学を設置するものですから（大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則1条4項1号）、全くの新大学の設置ではなく、「新大学への移行」そのものに他ならないといえます。したがって機関としての現行4大学を排除した設立準備は、その点から見て法的にも重大な疑義があります。また実際、新大学の担い手である現行大学教職員の意見が十分に反映しないままに構想・準備されることは、新大学の教育の充実という点からも憂うべきことです。私たちは、このような手続きの進め方を改め、4大学との十分な協議を通して進めることを求めます。

<学部名称・構成などの問題>

学部等の構成と名称の問題です。7月段階までの学部構成は、人文学部・法学部・経済学部・理学部・工学部・保健科学部、それに大学院では総合都市研究科・先端科学技術研究科などを加えた8研究科となっていました。今回の構想では都市教養学部・都市環境学部・システムデザイン学部・保健福祉科学部の4学部となっています。

都市教養学部・都市環境学部などは、都市に焦点を当てようという意図はわかりますが、学問的な裏付けは全くなく、配置される学系などはむしろこれまでの学部・学科がつまみ食いのに並べられているにすぎません。時代の変化の中で学際的な領域や新しい学問分野が求められ

ることは当然ですが、十分な検討も経ぬままに既存のものをつまみ食いの並べ直すこのような構想では、うまくいくはずがないばかりか、受験生たちにとってはかえってわかりにくいものになるばかりです。

<「入りやすく出にくい大学」に逆行する単位バンク>

今回の構想の目玉の一つとされている「単位バンク」の問題です。単位バンクは他大学で取得した科目単位や海外の大学の科目単位、国際経験等について、新大学が単位として認定するというものです。他大学・海外の大学の単位はすでに一定の範囲内でこれまでも単位認定されています。しかしこの構想は、卒業に必要な単位数の半数程度以上をそのようにするというものです。

石原知事はかねてから、目指すべき大学の在り方の一つとして「入りやすく出にくい大学」という表現で、大学が卒業生の「品質」をきちんと保障できるようにすることを求めています。しかしこの単位バンクでは、逆に新大学が責任を持って教育し責任を持ってその卒業に必要な学識を判定するということが不可能になります。

またさらに、この制度を利用しようとすれば、学生にとっては新大学の授業料に加え、他大学の科目等聴講料が必要となるため、多大な経済負担を与えることとなります。

<十分な教養教育を保障できない教育課程と人員配置>

現在、大学教育をめぐっては、十分な教養教育をということが経済界などからも強く要望されており、国際的な潮流でもあります。また、国際化と世界都市・東京の大学という点からは、外国語・外国文化についても十分な教育が求められています。そのため、7月までの準備過程では、今まで以上に教養教育・外国語教育に力を入れるカリキュラムが準備されてきていました。またそのために必要な教員配置についても検討されてきました。しかし、今回の構想では、教養教育の中心になる人文系教員が大幅に削減された上、外国語を必修からはずし外国語教員を定数外にするなど、教養教育は明らかに軽視されています。その分は「単位バンク」で他大学で履修せよということでしょうか。

<文学が失われ教員免許も取得できない深刻な人文系専門教育>

大幅な定数減が示されている人文系では、日・中・英・独・仏という5つの文学専攻がすべてなくなります。また、哲学・歴史学・心理学・教育学・社会福祉学などの教員数も減ります。日本でも有数の水準を保ってきた文学がなくなるなどは人文系専門教育に深刻な歪みをもたらします。さらにこれらの定数減の結果、国語などの教員免許取得ができなくなるほか、心理・福祉関係の諸資格取得にも深刻な影響が生じることが見込まれます。

<工学系専門教育で資格が取れない可能性>

工学系では現在多数の大学が取り入れつつある JABEE 認定基準との不整合の問題があります。米欧等で規準化が進んでいる技術者資格認定は次世代の ISO に指定されようとしています。JABEE では化学、土木、機械、電気、情報等、ほとんどの工学専門教育のカリキュラム内容、授業時間数の最低基準が指定されており、今回の構想では「選択の自由」の名の下に事実上三年次以降にしか系統的な専門教育が開設できないためにこの認定を受けることが難しく卒業しても技術者資格を取れない可能性が高いのです。これでは入学する学生や保護者の期待に応えることができません。

<大学院の設置が不明確>

大学院の設置についてはいまだに不明確なままです。大学管理本部は、1年遅れの平成18年度から新大学に対応する大学院を発足させるとしていますが、手続き的にそれが可能なのかどうかさえ不明です。また文学系や身体運動科学など現存する専攻が新大学・大学院の構想には位置づけられておらず、それらの専攻所属教員のほとんどが基礎教育センターやエクステンション・センターに配置換えになります。

これは教員の研究継続にとってばかりでなく、現在4大学、とりわけ都立大学・科学技術大学に在籍する学生たちに大きな不安を与えています。都立大学・科学技術大学では学部学生の中でそのままそれぞれの大学の大学院に進学する者が少なくありません。現在の学部3年生にとっては、そろそろその進路を考えはじめる時期ですが、その見通しがつきません。また在籍する大学院生も同様です。例えば修士課程の院生がそのまま博士課程に進学した場合、同じ指導教員につくことが可能なのか、またとくに新構想に位置づけられていない専攻の場合、研究室・実験室などが引き続き確保できるのかなど、重要な問題が不明なままです。

さらにこれまでの大学院を有している都立三大学が築き上げてきた院生と教員との協同による世界に誇るさまざまな研究成果の継承が不可能になり、都民にとっても国民にとってもはかり知れない損失になるでしょう。

7. 広がる「新大学構想」への批判

このような都大学管理本部の一方的な進め方に対する疑問・批判と怒りも急速に広まっています。8月1日の発表に対し、教職員組合は直ちに『『都立の新しい大学の構想について』に抗議する』との声明を発表しました。その後9月に入ってから、都立大学人文学部教授会抗議声明、同独文学専攻見解、同仏文学専攻アピール、同英文学専攻有志アピールなどが発表されるとともに、大学管理本部にたいする同文学科5専攻共同の公開質問状が提出されています。詳しくは教職員組合ホームページ (<http://www5.ocn.ne.jp/~union-mu/>) および石原都政下での都立大学改革問題を考えるホームページ (<http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Lounge/3113/index.htm>) をご覧下さい。

9月28日には「都立4大学廃止に関する緊急シンポジウム」(同実行委員会主催)が開かれ、僅か1週間あまりの準備であったにも関わらず300人近くの卒業生・市民らと教職員・学生・院生らの参加がありました。学内からの報告などで現在進行中の事態を知った参加者からは、東京都の一方的な進め方への怒りや、都立養護学校や小・中・高校など東京都の教育をめぐる現在起きていることと同じやり方だ、広く問題にしてともに取り組もうなどの発言が相次ぎました。このシンポジウムでは、参加者とシンポジウム賛同者一同により大学管理本部に対して公開状を提出するとともに、都立4大学の問題について考える「都民の会」を結成することなどが確認されました(この詳細についても上記石原都政下での都立大学改革問題を考えるホームページ参照)。

8. 一方的な「廃止」「新大学設立」を許さないための支援・ご協力を

教職員組合では、現在の事態を引き続き広く学内外にお知らせするとともに、都大学管理本部による一方的な都立4大学「廃止」「新大学設立」を許さず、大学の民主的改革を進めるために、4大学教職員・学生・院生、大学に関心を寄せられる市民の方々・卒業生などと広く手を携えて取り組む決意です。私たちは、管理本部の一方的な「改革」に反対するとともに、私たちの立場から大学のあるべき姿を示すため、「大学憲章」づくりにもいま取り組んでいます(大学憲章案は上記の教職員組合ホームページ)。

是非とも多くの方々の、ご支援とご協力をお願い致します。

下記にあてて、要請文等の送付をお願いいたします。

東京都議会文教委員会委員 連絡先(任期:2003.10.14まで)

(掲載順序は議会局広報課発行の「都議会のはなし 2003」による。)

- ◎渡辺 康信(わたなべ やすのぶ) (日本共産党東京都議会都議団)
渡辺康信事務所 〒120-0035 足立区竜田町 8-1 FAX (03)3882-4184
- 服部 ゆくお(はっとり ゆくお) (東京都議会自由民主党)
服部ゆくお後援会 〒110-0011 台東区谷中 3-7-13 FAX (03)3828-8288 E-mail : h-yukuo@tctv.ne.jp
- 河西 のぶみ(かさい のぶみ) (都議会民主党)
河西のぶみと歩む会狛江事務所 〒201-0011 狛江市元和泉 1-5-5 元和泉ハイツ 105
TEL&FAX (03)3430-5041 E-mail : kasai@net.email.ne.jp
- △執印 真智子(しゅういん まちこ) (都議会生活者ネットワーク)
自宅 : 〒191-0041 日野市南平 6-10-1 日野生活者ネットワーク FAX (042)593-9433
- △中嶋 義雄(なかじま よしお) (都議会公明党)
〒156-0043 世田谷区松原 3-8-10 E-mail : info@nakajimanet.com
- △遠藤 衛(えんどう まもる) (東京都議会自由民主党)
遠藤まもる事務所 〒182-0006 調布市西つつじヶ丘 4-30-2 FAX (0424)81-1139
- 福士 敬子(ふくし よしこ) (自治市民 '93)
福士敬子荻窪事務所 〒167-0051 杉並区荻窪 1-33-17 TEL&FAX (03)5932-2947
都議会控室 FAX (03)5388-1798 E-mail : fukushi@tokyo.email.ne.jp
- 小美濃 安弘(おみの やすひろ) (東京都議会自由民主党)
自宅 : 〒180-0002 武蔵野市吉祥寺東町 2-45-17 CRYSTY2-201 FAX (0422)22-3313
E-mail : y-omino@hat.hi-ho.ne.jp
- 野島 善司(のじま ぜんじ) (東京都議会自由民主党)
〒203-0004 東久留米市氷川台 2-37-7 都議会自民党控室 FAX (03)5388-1781
- 石川 芳昭(いしかわ よしあき) (都議会公明党)
〒179-0072 練馬区光が丘 3-8-6-203 FAX (03)6644-0133 E-mail : hotmail@ishikawa-yoshiaki.com
- 相川 博(あいかわ ひろし) (都議会民主党)
相川ひろし事務所 〒192-0046 八王子市明神町 4-1-2 ストーク八王子 202
FAX (0426)60-7978 E-mail : hiroshi@aikawa.ne.jp
- 大西 英男(おおにし ひでお) (東京都議会自由民主党)
大西英男事務所 〒132-0031 江戸川区松島 2-8-3 FAX (03)3674-7770
- 曾根 はじめ(そね はじめ) (日本共産党東京都議会都議団)
そねはじめ事務所 〒114-0001 北区東十条 2-129 FAX (03)3914-5400 E-mail : sone@kitanet.ne.jp
- 山本 賢太郎(やまもと けんたろう) (東京都議会自由民主党)
山本賢太郎事務所 〒131-0033 墨田区向島 5-42-3 FAX (03)3624-5131 E-mail : kentaroh@dl.dion.ne.jp

(◎委員長、○副委員長、△理事)

東京都大学管理本部

東京都大学管理本部長 山口 一久 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 FAX (03)5388-1615

平成 1 5 年 8 月 8 日

各大学の総長・学長 殿

大学 管 理 本 部 長
(公 印 省 略)

今後の新大学設立準備体制について (通知)

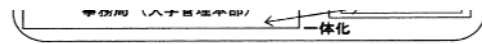
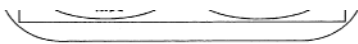
平成 1 5 年 8 月 1 日に公表した「新しい大学の構想」に伴い、別紙「今後の新大学設立準備体制」のとおり、これまでの「都立新大学設立準備委員会」による検討体制から、新たな設立実施体制（「新大学設立実施本部」）に移行して、その下に「新大学設立検討委員会（仮称）」を置くことにより、新大学の責任者となる学長予定者等の意思を反映する形で新大学設立の準備を進めることとしました。

したがって、従来の都立新大学設立準備委員会の下にあった各分科会及び各部局別部会も、廃止されることとなります。

各総長・学長におかれましては、この件について学内によりしく周知等をお願いします。

なお、各分科会及び部会等における検討途中の課題のまとめ方等の取扱いについては、別途、大学管理本部管理部の各担当から、それぞれ連絡します。

また、新たな実施体制の下に置く「設立検討委員会（仮称）」の具体的な構成等については、後日、連絡します。



東京都大学管理本部 御中

公開質問状

私たち、「都立四大学の廃止に関する緊急シンポジウム」の参加者・賛同者一同は、現在、大学管理本部によって進められている「都立の新しい大学」の検討・準備について、その手続きと内容に多くの疑問をもっています。東京都が設置する公立大学の改革においては、その過程が、東京都民をはじめ当事者と市民に広く公開されるべきものと考え、以下の点について、大学管理本部の見解を説明いただきたく、質問いたします。

I 大学改革の手続きに関して

1 8月1日付けで、それまで大学管理本部と大学との協議を経て積み上げられてきた大学改革の構想がすべて破棄され、さらに都立大学内の改革に関する検討組織もすべて解散となったと聞き及びます。「都立の新しい大学の構想について」（2003年8月1日大学管理本部）によれば、「大学改革大綱」以降、地方独立行政法人法・知的財産基本法の制定があったことなどの社会状況の変化が大きな理由とされています。しかし、独立行政法人化はかねてから予測されていたことでありまじょうし、その他あげられる理由も、それがこれまで数年間の改革準備に投入された人材と時間・費用を考えると、それをすべて白紙に戻すに足るだけの根拠とはただちに思われません。さらに、「専門家の意見」を聞いたとされていますが、その意見聴取手続きや意見内容についても現在のところ公開されていません。ここまで都議会などにも「大学改革大綱」に基づく改革準備を進めているとの報告が再三なされてきたことを考えましても、その作業を全て白紙に戻すとするのであれば、十全なアカウンタビリティの履行、すなわちその検討経緯が公開されたうえで、都民や都議会、大学関係者などに対して十分説得的な根拠が明らかにされるべきことが最低条件と考えます。この点について、どのようにお考えでしょうか。

2 また、8月1日以降の「新しい大学」を準備する作業は「トップダウン」で行われることが明言され、参加者は作業内容の口外を禁じられていたとも聞き及び、現在、改革過程の情報公開は著しく不十分な現状にあります。都民の共有財産である東京都の大学を大きく改革・あるいは改廃するとなれば、その検討・決定過程では、従来当該大学に勤務しその研究・教育に関する自己評価の責任を問われる教職員はもとより、当該大学の研究・教育の実態に詳しく意見・要望も多くもつ学生・大学院生・卒業生や、また何より東京都の主権者である都民に対し、情報が十分に開示され、その声が適切に反映されることが不可欠と考えます。この点について、どのようにお考えでしょうか。

II B類廃止に関して

「新しい大学」の構想においては、「単位バンク」制度との関係で「就学年齢などの時間的制約から開放され、生涯にわたる学習計画や追加学習が可能」となることがうたわれておりますが、この点では、都立大学にこれまで既に多くの実績を残してきた夜間課程（B類）が存在します。しかし「新しい大学」ではこれは廃止されることとなっています。私たち都民の今日における生活・労働実態を考えると、「生涯にわたる学習」を可能とするためには、働きながら学べる夜間課程の存在が必須であると考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

Ⅲ 大学院教育に関して

1 「新しい大学」の大学院構想についてはその発足時期・概要ともいまだに明らかにされていません。現在学部にて在籍する学生の中には、同じ学科・専攻の大学院進学を目指している者が多数いますが、このままでは、将来の進路設計がたてられないという不安を抱えています。また、現在都立の大学に所属している大学院生の身分および進路展望がどのように考えられているのかも不明です。現在所属している課程の修了まで、予算・施設・教育内容すべての面で責任ある指導体制を確保すべきことは当然として、博士課程進学を予定していた現修士課程在籍生をはじめ、在籍する大学院生の進路・将来展望に関して、今次の「改革」は多大な影響を与えることが予想されます。とりわけ、人文科学研究科の文学系各専攻の多くの教員と、理学研究科身体運動科学専攻の全教員が新大学では学部所属からはずれるといわれており、これらの専攻にて在籍する院生が将来にわたって現在と同じ研究条件と指導体制が確保されるのか案じられています。こうした問題について大学管理本部ではどのようにお考えでしょうか。

2 上記に関連して、「新しい大学」においては現大学に比して大幅な教員定数の削減が行われると聞き及びますが、この教員定数はいうまでもなく大学院の規模・専攻の種類を規定・制約する条件となります。仮に、大学院構想が「白紙」のまま教員定数削減を決定してしまうと、それはこの先東京都の大学の将来的な在り方に大きな制約を残すたいへん無計画な顛末ともなりかねません。大学の設置にあたっては大学院構想をも同時に明確化することが不可欠な手続きであると考えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

Ⅳ 学部教育に関して

1 「新しい大学」の「基本構成案」における「コース（学科）構成案」によれば、現在都立大学に5専攻（国文、中文、英文、独文、仏文）設置されている文学専攻は存在せず、大幅に規模を縮小した「国際文化コース」が置かれているのみとなっています。しかしながら、他地域以上に国際化の進展する東京都の現状と将来を考えると、外国文化や日本文化の認識や理解を深めるこれらの専攻の役割と責任は、むしろ従来以上に大きくなっているとも考えられます。上記の「基本構成案」はこのような認識と大きく乖離する内容となっているようにも見受けられるのですが、この点についていかがお考えでしょうか。

2 新大学構想では外国語はすべて選択とすると聞いています。国際化した都市を東京都の将来として必然とする以上、各国の人々との相互理解にも不可欠な外国語教育を、十分な人的配置をした上で、大学教育の一環として手厚く保障することは不可欠とも考えますが、その点についていかがお考えでしょうか。

3 現在都立大学人文学部は6学科11専攻で構成されていますが、「基本構成案」では、それが大幅に縮小され、社会学コース、心理学コース、国際文化コースの3「コース」のみと計画されているように理解します。従来、都立大学の中でも決して受験生の人気は低くはなかったこの学部の大幅な縮小は、都民にとってもその理由や根拠が気になる点です。また、現在都立大学では中学・高校の教員免許状、学芸員資格、社会教育主事資格などの取得が可能となっており、これら資格課程では人文学部各専攻の教員が大きな役割を果たしていると考えられます（教育学専攻、史学専攻、文学科各専攻など）が、「基本構成案」にはこれらの各専攻のいずれもが存在しません。「新しい大学」ではこれらの資格取得課程は変わらず設置されるのでしょうか。さらに、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、学校心理士等、近年多くの職業分野において資格の取得が重視される傾向がありますが、これらのやはり人文・社会領域と関連する資格取得課程の設置は考えられていないのでしょうか。都立の大学が今後一層都民にとって魅力ある存在になってもらうためにも、上記の点などにかんがみ、人文・社会系の教育資源の大幅な縮小・削減にただちには賛同できかねます。より説得力のある説明や、柔軟な再考を願

います。

V 単位バンクに関して

「新たな大学」の構想では、他大学で取得した科目単位や海外の大学の科目単位、国際経験等について、無制限に新大学が単位として認定することができる「単位バンク」が、一つの特徴とされています。しかし、大学が責任を持って学生の学習到達度を認定することができないこのようなシステムは、知事の年来の主張である「入りやすく出にくい大学」づくりとはむしろ矛盾すると考えられるのですが、いかがでしょうか。

以上の点につき、10月10日までに下記あてご返答をお願いします。

2003年9月28日
都立四大学廃止に関する緊急シンポジウム参加者・賛同者一同